資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億一百三十二万二千七百五十円、資本準備金の額を一億一百三十二万二千七百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一五八頁（号外第一四四号）

令和七年十一月六日

新潟県上越市木田二丁目一四番一四号

ヤマモトファミリーオフィス株式会社

代表取締役　山本　耕徳

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億六千万七百五十円、資本準備金の額を五億七千五百万七百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　洛タイ新報

掲載の日付　令和七年四月四日

掲載頁　十一頁（第二一四一八号）

令和七年十一月六日

京都府相楽郡精華町光台一丁目七番地

ミツフジ株式会社

代表取締役　三寺　歩

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十一月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十一月六日

静岡県浜松市中央区高丘東一丁目一〇番五五号　株式会社新機械技研

代表取締役　鈴木　紀彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である張中、田潤及び殷偉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十一月六日

神戸市中央区栄町通二丁目二番三号

テンハイコーエキカンパニーリミテッド

日本における代表者　殷　偉

金融商品取引業者の解散の公告

当社は、令和七年十二月八日をもって解散することといたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。なお、金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

令和七年十一月六日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーN館十五階

株式会社資産運用コンサルティング

代表取締役　小川　泰司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三十七億九千九百九十五万五千七百三十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ４特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九億九千九百九十五万九千三百九十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ６特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ９特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和七年十一月六日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＧＪＣＦ１６特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

訂正公告

令和七年五月三十日（号外第一二〇号）掲載の資本金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「当社は、資本金の額を二千万円減少し五百万円とすることにいたしました。」とあるは「当社は、資本金の額を一千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。」の誤りにつき訂正します。

この資本金の額の減少に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年十一月六日

東京都北区滝野川三丁目六〇番四号藤井ビル二Ｆ

天成国際コミュニケーション株式会社

代表取締役　福沢　大輝

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三六七	一	一二終りから	ものする	ものとする
九一	一	一七終りから	令和７年４月９日	令和８年４月９日

（原稿誤り）

令和七年三月三十一日（号外特第八号）公布財務省令第二十六号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

令和七年九月二十二日掲載の富山家庭裁判所に係る令和七年（家）第二八〇七号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

（原稿誤り）